

## 仕様書

### 1 業務名称

下水道河川局庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務

### 2 業務内容

下記の対象施設より不要となった業務用冷蔵庫（2台）を収集運搬し、適正に廃棄処分する。

なお、受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第14条第1項及び第6項の許可を受け、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」第27条に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録を受けている者であること。

### 3 収集場所

札幌市下水道河川局庁舎1階（札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1）

### 4 対象廃棄物

種類	型番	数量	総重量	フロンの種類 封入量
業務用冷蔵庫	RSD-T4ZC（サンデン製）	1台	247kg	R-404A 1,000g
業務用冷蔵庫	SRM-G461A（サンヨー製）	1台	205kg	R-22 500g

※ 総重量、フロンの種類及び封入量は、銘板に記載されている内容を記載している。

### 5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

なお、対象施設からの搬出については、令和8年2月27日（金）までに実施すること。

### 6 提出書類

必要に応じて、以下の書類を提出すること。

#### (1) 業務開始時

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ・第一種フロン類充填回収業者登録証の写し

#### (2) 業務完了時

- ・完了届（本市様式）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・フロン類の引取りを証明する書面（引取証明書等）

## 7 その他

- (1) 作業は原則業務時間内（平日 8 時 45 分から 17 時 15 分）に行うこと。  
ただし、庁舎管理の運営又は市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある場合は、別途調整のうえ委託者の指示する時間帯に実施すること。
- (2) 業務の実施に必要な道具、器具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (3) 運搬の際、従事者は交通法規を遵守し、安全運転に努めることとし、最大限の注意を払い事故防止に努めること。
- (4) 業務の実施にあたって、受託者の不注意により生じた故障・破損・事故等は受託者の責任において処理すること。
- (5) 庁舎管理の運営に支障とならないように配慮すること。
- (6) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」、その他関係法令を遵守すること。
- (7) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (8) 業務の実施にあたり、疑義が生じた時は必ず委託者の指示を受けて実施すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

## 8 担当課

札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課 電話 011-818-3452